

場所の定めのない株主総会に係る確認申請書

令和 年 月 日
経済産業大臣 ○○ ○○ 殿
法務大臣 ○○ ○○ 殿

和暦で、正式申請日を記載すること。
※事前相談時における日付の記載は不要。

○県○市○町○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

本店の所在地は、登記事項証明書の表記と平仄を合わせる。1.(3)についても同様とする。

産業競争力強化法第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

- 申請者の名称
○○株式会社
- 申請者の代表者の氏名
代表取締役 ○○ ○○
- 申請者の本店所在地
○○県○○市○○町○丁目○番○号
- 申請者が発行する株式が上場されている金融商品取引所の名称
株式会社○○証券取引所

代表者の役職名も併せて記載すること。なお、当該役職名は、登記事項証明書の表記と平仄を合わせること（代表取締役など）。1.(2)についても同様とする。

当該金融商品取引所が複数ある場合には、その全てについて記載すること。なお、市場区分の記載は不要である。

2. 申請の内容

- 場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下同じ。）の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務（(2)及び(3)の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者として置いている者の役職名及び氏名

取締役 ○○ ○○

ここでは取締役を例示しているが、当該責任者は、必ずしも取締役であることを要しない。

- 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針として定めている方針の内容

●●●●●●●●

次頁の審査基準（令和3年6月16日）における列挙事項を参考とした記載例を参照のこと。ただし、あくまで例示であり、これらのいずれかに限られるものではなく、自社で検討した方針を記載すべきものであることに留意されたい。

- 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針として定めている方針の内容

●●●●●●●●

次頁の審査基準（令和3年6月16日）における列挙事項を参考とした記載例を参照のこと。ただし、あくまで例示であり、これらのいずれかに限られるものではなく、自社で検討した方針を記載すべきものであることに留意されたい。

- 株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数

○人（株主名簿の最終更新日：令和○年○月○日）

当該株主の数とともに、株主名簿の最終更新日を併せて記載すること。

以上

〔記載例〕

記載に際しては、単にこれらの項目を列挙するだけでなく、可能な範囲で具体的に記載すること。

【２．（２）】

- ① 通信の方法に係る障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムを用いる。
※ 通信障害対策措置が十分に講じられていると評価できるものを使用する旨の記載が考えられる。例えば、株主の相当数が同時に接続しても十分な通信速度を維持できるよう余裕を持った同時接続回線数を確保することや、冗長化された回線やバックアップ・システムを備えた通信システムを使用することなどが具体的な取組として考えられる。
- ② 通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段を用意する。
※ 冗長化された回線や予備機器、バックアップ・システムへ切り替える旨の記載が考えられる。例えば、代替手段として正副２回線とWi-Fiを用意し、必要に応じて切り替えることや、映像・音声に係る配信システムのみ障害が生じた場合の代替手段として、ビデオ会議システムを利用した映像・音声配信への切り替えを実施することなどが具体的な取組として考えられる。
- ③ 通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成する。
※ 通信障害時の対応方法、意思決定方法、株主への周知方法などに関するマニュアルを作成する旨の記載が考えられる。
- ④ 通信障害により議事に著しい支障が生じる場合には、議長が延期・続行を決定することができる旨の議長一任決議について株主総会の冒頭において諮る。
※ この場合、決議の性質上、株主総会の冒頭において諮ることが想定される。議長一任決議後に通信障害が発生した場合、議長一任決議に基づき、延会又は継続会を別日に開催することが考えられる。

【２．（３）】

- ① インターネットの使用に支障のある株主に対しては、書面による事前の議決権行使を推奨する旨を、招集通知に記載し通知する。
- ② 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について貸出しを希望する株主の全部又は一部にその貸出しをする。
※ 視聴室の利用やパソコン等の機器の貸出しの有無、上限数の設定や先着制・抽選制の有無などについて記載することが考えられる。
- ③ 通信の方法として出席株主の全部又は一部のために電話による出席が可能であるものを用いる。
※ 電話を用いる場合に質問・動議の提出や議決権行使が可能かについて記載することが考えられる。
- ④ インターネットの使用に支障のある株主については、事前に書面または電話による質問を受け付け、株主総会当日に回答する。
※ 後日、受け付けた質問についての回答を自社ウェブサイトに掲載することや、株主総会当日の様子が分かる動画を掲載することも考えられる。